

安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例

# 申請書等作成の手引

平成28年1月1日施行

平成31年1月18日一部改訂

令和4年5月26日一部改訂

令和5年5月26日一部改訂

令和6年4月1日一部改訂

安 中 市

## 用語の説明

この手引き書で使用している用語の意味は次のとおりとする。

- 1 「土砂条例」  
安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
- 2 「規則」  
安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則
- 3 「土砂等」  
土砂及び土砂に混入し、又は付着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く。）
- 4 「埋立て等」  
土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積（製品や製造又は加工のための原材料の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除く。）
- 5 「土砂等埋立等区域」  
土砂等による埋立て等を現に行う区域
- 6 「小規模特定事業」  
土砂等埋立て等を行う事業であって、土砂等埋立等区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満であるもの
- 7 「小規模特定事業区域」  
小規模特定事業を行う一団の区域  
土砂等埋立等区域に加えて、現場事務所や駐車場、排水施設等区域が含まれる
- 8 「土壌検査」  
土砂等を採取し、その土砂等に含まれている有害な物質の濃度を測定するもの
- 9 「水質検査」  
小規模特定事業区域から排出される水がある場合に、その水を採取し、その水に含まれている有害な物質の濃度及び水素イオン濃度を測定するもの

〈申請先〉

安中市役所 まちづくり部 都市計画課

〒379-0192

安中市安中一丁目23番13号

TEL 027-382-1111 (代)

FAX 027-381-7018

〈問い合わせ等〉

環境の保全、土壌検査等に関すること／市民環境部 環境政策課 廃棄物対策係

〒379-0133

安中市原市65番地

TEL 027-382-1111 (代)

FAX 027-381-2783

施工（擁壁除く）に関すること／まちづくり部 都市整備課 事業係

〒379-0192

安中市安中一丁目23番13号

TEL 027-382-1111 (代)

FAX 027-381-7018

擁壁に関すること／まちづくり部 建築住宅課 指導係

〒379-0192

安中市安中一丁目23番13号

TEL 027-382-1111 (代)

FAX 027-381-7020

その他、一般事項に関すること／まちづくり部 都市計画課 開発係

〒379-0192

安中市安中一丁目23番13号

TEL 027-382-1111 (代)

FAX 027-381-7018

群馬県許可案件に関すること／群馬県 環境森林部 廃棄物・リサイクル課

〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

TEL 027-226-2865

FAX 027-223-7292

# 目 次

I	安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の流れ	1
II	小規模特定事業を実施する上での留意事項	2
III	施工方法	4
IV	埋立て等施工中の土壌検査	7
V	埋立て等施工中の水質検査	11
VI	標準図	14
別記1	小規模特定事業許可申請書の記載要領	18
別記2	小規模特定事業の施工に関する（変更）計画書	29
別記3	小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画書	33
別記4	土砂等搬入届出書の記載要領	36
別記5	車両の表示要領	41
別記6	小規模特定事業施工管理台帳の取扱要領	42
別記7	小規模特定事業変更許可申請書の記載要領	45
別記8	小規模特定事業軽微変更届出書の記載要領	47
別記9	小規模特定事業完了届出書の記載要領	50
別記10	擁壁の基準	52
別記11	適用除外の届け出	56